

## 平成 23 年度 地域やる気支援補助金について

## 1 制度の趣旨・目的

地区課題の解決を目指して前向きに頑張る住民自治協議会のやる気を予算の範囲内で支援し、住民自治協議会が実施する地区ごとの特色あるまちづくりを促進することを目的に平成 22 年度から創設したものの。

## 2 補助率、補助金額及び補助交付年数

補助率は事業実施に要する費用の内 8 / 10 以内

補助額は 1 地区あたり上限 100 万円

補助金の交付は、同一住民自治協議会に対し最長で連続する 2 年間とし、次の 1 年間は交付申請できないこととすることで、広く多くの住民自治協議会が本制度を活用できる仕組みとしている。なお、平成 22 年度と同一の事業を引き続き平成 23 年度に申込みことが可能であるが、この場合は平成 23 年度の新たな申込み事業と同一基準で選考し、なおかつ平成 22 年度の事業実施による効果等を考慮して選考することとする。

## 3 平成 22 年度の課題と対応策

## (1) 選考時期

## ＜課題＞

同時期に募集される「長野県事業元気づくり支援金」との調整を図るため、平成 22 年度分については当該支援金の結果が公表された後の 5 月 9 日に選考を行った。しかし、4 月に行う季節性のある事業は実施後に補助金受給の合否が決定するものとなっており、可能な限り早い時期の選考を求める意見が寄せられていた。

## ＜対応策＞

平成 22 年度から本格的な活動が開始されていることから、まずは住民自治協議会の基本となる活動等を軌道に乗せることを最優先と捉え、平成 23 年度の選考は現行のとおりとし、平成 24 年度分から時期を前年度中に繰り上げる。

この内容は住民自治協議会連絡会で提示し、協議の上で合意したものの。

## (2) ヒアリングを含むプレゼンテーション時間

## ＜課題＞

平成 22 年度は予想以上の事業の申込みがあったが、制度開始初年度であったことと住民自治協議会のやる気を削ぐことを避けるため、全ての申込み事業を公開選考委員会で選考したことから、1 事業あたりのヒアリング時間が短時間となった。

## ＜対応策＞

1 事業を申し込んだ地区と 7 事業を申し込んだ地区があったが、事業ごとに同一時間内で実施したことから、1 地区あたりのヒアリング時間としては公平性に欠けていたため、ヒアリングを含むプレゼンテーションは地区単位により同一時間内で実施し、選考は事業単位で行う。

この内容は住民自治協議会連絡会で提示しており、今後に協議するものとしている。

### (3) 補助要望額の査定

#### <課題>

制度創設初年度であり、本格的な活動開始で繁忙を極める中、あまり多くをお願いできなかったことから、申込み時点では見積書の添付は必要条件とせず、担当職員が申込書に添付されている収支予算書に目を通し、疑問を感じる場合に面接や電話等で聞き取りした。

しかし、補助要望額を査定することにより予算 1,000 万円内でより多くの事業を採択することができたのではないかとの意見をいただいた。

#### <対応策>

より正確な予算見積りのため、原則として事業計画に基づく全ての支出項目や内訳に見積書を添付いただく。

この内容は住民自治協議会連絡会で提示しており、今後協議するものとしている。

### (4) 平成 23 年度予算

#### <課題>

平成 22 年度は 1,000 万円としているが、平成 23 年度からは受給申込み 2 年目の住民自治協議会分と新たに申込み住民自治協議会分に配慮し、住民自治協議会がやる気を高め、継続できるよう増額を検討する必要がある。

#### <対応策>

平成 22 年度実績（14 地区 16 事業 979 万円交付、約 70 万円／地区）を踏まえ、競争原理と議会要望の強かった地域のやる気を支援する面とのバランスを考慮して平成 23 年度予算を検討する。また、受給申込み 2 年目の住民自治協議会と平成 23 年度新たに申込み住民自治協議会に区分することはしない。なお、平成 24 年度以降については 2 回の実績から検討することとしたい。